



安倍靖国参拝違憲訴訟の会

東京ニュース

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
fax : 03-3207-1273

e-mail : noyasukuni2013@gmail.com HP : <http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/>
郵便振替口座:00170-2-291619 (加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

アドレナリン全開の第2回口頭弁論！

第2回口頭弁論は、始まる前から波乱含みだった。新たに加わった第二次原告の中から、「これぞ!、という原告の意見陳述を予定して、遠方(かなりの遠方)から東京へお越し頂くことで準備を進めていたが、手続き的なこともあり第二次提訴としての法廷を開くことができなくなり、突然第二次原告の意見陳述が認められないことになってしまった。急きょ、代打として第一次原告からの意見陳述者を出すことになり、時間的に急なため、事務局の中からHが代打意見陳述に抜擢された。ドキドキものである。かくして意見書を用意した訳だが、それが直前の11月27日に裁判所から、法廷での意見陳述は認めない、とのお達しが下った。解せない弁護団は何とか抗議をするも、「認めない」の一点張り。それでもあきらめず、今度は法廷の場で最後まで意見陳述を実現させるために方策を練る弁護団、さすがである。意見陳述を認めなかった理由は、おそらく、意見陳述に時間を取られたくない(書面で済ませよう)ということ。加えて、被告靖国神社の補助参加の申し出が新たに1000人を超す勢いで提出されたこと(「英霊を被告にして委員会」という名前らしい)。こちらの意見陳述を認めれば、向こうも「じゃあ俺たちの意見陳述も認めろ」となることが予想され、裁判所も、混乱を避けるために、じゃあ全部認めない、としたとも考えられる。

かくして、第2回口頭弁論当日を迎えた。傍聴は100名を超す希望者が抽選に並んだ。第2回口頭弁論のメインは、被告らの主張に対して求釈明をすること。求釈明とは相手側の意見や説明が不明確な点について、さらなる説明を求めるといふもの。原告側が被告に求めた求釈明は、安倍首相が靖国参拝をした事実について、あいまいな認否しかしていない、ということを追及した。安倍氏が事前に靖国神社に連絡を入れたというが、いつ、何回、どのような内容を連絡し、どのような回答が靖国神社から返って来たのか? 安倍氏が参拝した「二礼二拍手一礼」は別に正式な神社神道の参拝作法ではないと主張するが、じゃあ何が正式で、今回の参拝作法にはどんな意味があるのか? 安倍氏が支払ったのは「玉串料」ではなく「献花料」だと主張するが、そこにどんな違いがあるのか? 他に玉串料を誰かが支払った事実はあるのか? 等々、安倍氏の参拝が公務とどのような関係にあるかを明らかにする事実を明確にするよう釈明を求めたのである。これに対しては、ビジ



ネスライクに「追って書面で回答する」で終わった。

ところが、波乱を迎えたのがやはりH意見書を陳述させるかをめぐってである。我々が弁護団は、原告が270名を超すため、さまざまな原告が受けた侵害利益を明らかにするには意見陳述が非常に重要となることを訴えた。それに対し、被告安倍の代理人曰く「なんか感じたことを色々語っているようですがね、侵害利益が何か判然としませんし、陳述する必要性はないと思います(ムカ※)、被告国代理人「こんなの必要ありません(ムカ、ムカ※※)、被告靖国代理人「第一回目の公判では慣例により特例として意見陳述を認めはしましたが、毎回認めるべきではありません」。特にこの意見には、A弁護士が猛烈に反発。「初回だけ認めるなんて慣例は聞いたことがない。むしろ100名を超す原告の裁判は意見陳述が最大限認められることが極めて重要なこと」と訴えた。するとスクッと立ち上がったのが、補助参加人の代理人。「原告の意見陳述、大いに結構。その代り俺たちの陳述も認めよ。そっちが200人ならこっちは1000人だ」。かくしてH意見書の陳述を認めるか認めないかで、法廷は荒れに荒れた。私の人生の中で、法廷の中でこんなに自分の名前が飛び交うのは、きっと一生に一度くらいだろう、と感慨深かった。鉄の扉を開かない裁判官。それをこじ開けようと奮闘する弁護団。かくするうちに、傍聴席から弁護団に対して「黙れ!」との暴言が飛び出してくる。これに怒ったO弁護士との、法廷の柵の中と傍聴席の間での激論が飛び交うまでになり、裁判長は見見る怒りの顔になる。何ともドラマチック、アドレナリン全開の法廷であった。弁護士の先生方、本当にありがとうございました。

H・T (事務局)

第2回口頭弁論 報告集会の発言より

●第2回口頭弁論報告

I・A (弁護団事務局長)

前回の法廷では、第一次訴訟の訴状の陳述をおこないました。相手方の答弁書というものがそこで出されてきたのですが、その内容が、あまりはっきり認否をしていない。たとえば、安倍首相がこういう経緯で参拝したでしょう、こういう発言をしているでしょうと訴状で述べていることに対してばかり、はぐらかしている。それはだめでしょうということ、求釈明、つまりこのことについてきちんと回答しなさいということ、今回弁護団として行いました。それから10月17日に二次訴訟を提訴したので、実は第二次原告の意見陳述も考えていたのです。しかし、時間的な問題もあって、今回それができなかった。それならということで、一次原告のHさんの意見陳述を求めたけれども、それも認めない。おかしいだろうということで、意見書も出し、きょうの法廷でも、冒頭、私のほうから意見を述べました。本来、このような大規模訴訟においては、意見陳述を何回もやってあたりまえです。しかしこれにたいして裁判所は、2回目以降の法廷は「主張と立証の場」と考えているので、意見陳述は必要ない、という態度です。ただ、今回は第二次訴訟の1回目にあたるので、一次訴訟の陳述内容と違う部分に関しては、陳述を認めることも検討するという、そういうニュアンスのことも言っていました。

こういう裁判所の態度に、こちらの弁護士が猛烈に抗議しました。立証に集中したいので意見陳述をさせないというのなら、原告が立証のための陳述を要求したらそれをすべて採用するんだな、と。裁判長の目がつり上がってましたけれど(笑)。ここで被告側の「補助参加」を申請している代理人がすかさず、原告の意見陳述はどんどんやらせろ、そのかわり自分たちにも陳述させろ、と言った(笑)。まあ、そういうこともあるので、裁判所も相当、意見陳述に対して敏感になっているということは確かです。

その補助参加については今回、却下されました。しかし却下を見越して新たな補助参加申請をしてくれています。なので、彼らはまた次回もやってきます。今回、0弁護士と補助参加を求めている傍聴者まで怒鳴りあいもあったわけですが、ひょっとすると次回もまたそういう光景が見られるかもしれない、ぜひ楽しみにしていきたいものです(笑)。

今後の進行ですが、今回こちらが出した求釈明に対する回答が、来年1月くらいに出てくる。それをふまえて、こちら側が概括的な反論をすることになります。それと同時に、今後の主張立証計画も準備していきたいと思っています。

●法廷所感と今後の展望

K・Y (弁護団長)

民事訴訟の場合、裁判所はなるべく書面でやろうとするんですね。両方の主張、立証の書類を出させて、最後に尋問す

るという順序です。普通の裁判なんかだと、書面の通りとだけ言って、それで陳述したことになる。そのほうが時間をとらないので、裁判所はなるべくそう進めたいわけです。けれども、こういう社会的に注目を浴びている事件に関しては、なるべく時間をかけて、主張もきちんと聞いて、立証もしっかりやるべきです。

今回、裁判所が意見陳述を非常に制限してきている。主張は弁護士がやってくれ、と裁判長が言う。つまり、弁護士を通して法律的にこなししたものを出してくれということ。けれども、たくさん原告がいて、それぞれの思いと主張があるわけですから、できるだけそれを裁判所は聞くべきだというのが、われわれの立場です。書面を読むだけではわからないことがたくさんあるというふうに食い下がっていきたい。

もちろんわれわれは、主張の部分もさらに充実させていかななくてはいけない。一番大切なのは権利侵害の部分ですね。一人一人の原告がどうかたちで権利を侵害されたか、そのことを主張し、さらに立証していく必要がある。さらに政教分離問題についても、書証や鑑定証人などによって明確化し、裁判所に提示していくことも考えなければならない。そもそも、靖国神社それ自体が、憲法違反の志向をもった神社である。彼らは自分たちに信教の自由があると言うけれども、憲法違反を承知で国に関与することを求めるその立場は、保護されるべき信教の自由に値しないというべきです。

国民の多くは、靖国問題というと中国や韓国を刺激する問題であると考えている。しかし、外交問題にもなるけれども、なによりまず日本の問題なんだということを、周りの人にもぜひ伝えていただきたい。

●第一準備書面の内容について

F・T (弁護団)

きょう、私が第一準備書面を読ませていただきました。前回出された被告側の答弁書について、不十分なところ、わかりにくいところ、逃げているところがある。それについて明らかにしろということを求めました。たとえば、被告安倍の答弁書では、安倍の参拝時に、靖国神社側は誰が同行して、どういう行動を行ったかという点について「不知」、知らないというわけです。自分と一緒にいた人がいて、それがどう



いう行動をしたのか、知らないはずはない。また我々の訴状は、当日の安倍の行動の事実については新聞記事に基づいて書いています。それ以外に出ている情報はないわけですから。これに対して被告側は三者とも、そういう報道があったことは認める、とだけ言っている。しかし実際はどうか。報道はこうだが、実際はこうだとか、報道の通りだとか、明らかにしなければならぬことがあるだろう、と思います。

今回陳述が叶わなかったHさんの意見の内容についても、この準備書面に盛り込んであります。けれども、本人が語るのとではまったく違うと思います。悔やまれるところです。次回以降、とくに海外原告から見た視点などについても、陳述していければと思います。

●私が陳述したかったこと

H・T (原告)

私は日本長老教会の牧師です。私が今日裁判所で訴えたかったことは、安倍首相の靖国参拝によって、私たちクリスチャンがクリスチャンであり続けることが、非常に苦しくなるということでした。キリスト教はとくに、「信じない自由が守られなければ、信じる自由が守られない」という、そういう特徴がございます。日本は多神教的な文化背景があるので、家の中に神棚があったり葬式が仏教であったり、そういうことがあります。キリスト教はそうは参りません。ほかの神々を参拝したり、ほかの宗教行事に参加することは、自らの信仰を棄てることを意味するからです。

昔、学校で教育勅語の奉戴式がありました。各学校の教員は、そこで教育勅語に最敬礼しなければならぬ。このとき、第一高等中学校の教員だった内村鑑三が、それが礼拝であれば自分にはできないと言って、最敬礼をしなかった。実際は頭を少しだけ下げたのですが、ところがこれが大問題になりました。「非国民内村」として社会的に攻撃され、学校を追われることになったのです。

明治政府も、徳川時代のようなキリスト教禁止令は出さないわけでは、しかし、天皇に対する礼拝はしなければならぬ。つまり、日本的に変容させたキリスト教であることが要求されたのです。明治憲法の信教の自由は「安寧秩序」を乱さない限りにおいて認められていました。この「安寧秩序」が、すなわち天皇崇拝の国家神道体制であったわけです。

今回、安倍首相の靖国参拝が「日本国民なら当然」という論理で正当化されてきています。キリスト教の立場から、ほんとうに苦しい思いがします。首相や閣僚が、靖国参拝は当然であると言うのは、つまり靖国教の布教です。キリスト教徒として、それは「当然」ではないと声を上げることは、「非国民」となることを意味するのです。もちろん、死んだ兵士たちを「英霊」として賛美することは、あの侵略戦争を美化することにしかありません。国が一宗教に関与する、特別扱いしているということだけではなく、国がある宗教を押しつけようとしていることを、もっと明確にしていかなければいけないと思います。

信教の自由は、少数者の意見が尊重されることをも意味しているはずで、こういうことを私も、もっと訴えていきたいと強く感じました。

●第2回口頭弁論を傍聴して

L・H (第二次中国人原告・弁護士)

私は1995年から6年間、日本に滞在し、一橋大学の大学院で主に民法を学びました。いまは江蘇省の日系現地法人を対象とした法的サービスの提供に従事しています。その意味で、私自身、日本と密接な関係があるといえます。

今回靖国訴訟に二次原告として加わりました。安倍首相登場以降、日中関係が最悪な状況に至ってしまった。そのことは、私自身の仕事にも影響を与えています。日本と中国との関係は、まさに「政冷経冷」、政治も経済も冷えているのです。この2・3年は、中国への新規投資もほとんどない。中国から撤退する日本企業も増えてきている。もちろん、ほかの原因もあるのですが、安倍首相の政治姿勢が影を落としていることは間違いありません。

私は一橋大学にいたとき、731部隊による細菌戦裁判を手伝ったりしました。また、南京に戻ってからは、南京大虐殺の生存者であるL・Xさんの名誉毀損裁判など、戦後補償関連の裁判の代理人を務めたりもしました。実は私は、南京の大学を卒業したのですが、学生時代は、南京大虐殺について、具体的な事実はほとんど知りませんでした。裁判を手伝うようになって、事実を知って本当にびっくりしたのです。日本人が中国で、こんな信じられないような蛮行を働いたのか。安倍首相の靖国参拝は、つまり侵略戦争に参加し、こういった残虐な行為を行った兵士たちを、「英霊」として讃えることですから、中国人はこれを決して許すことができないのは当然です。

小泉首相のときも靖国を参拝して、裁判もいくつもありましたね。このとき小泉首相は、私的な参拝であり自分の「心の問題」だと言いました。しかし、内閣総理大臣という名前で靖国を参拝している以上、内閣総理大臣として靖国神社を意義づけていることは明らかです。個人の心の問題などと言うことはできない。そのときもそう思いました。安倍首相もまったく同じです。

おそらく、いま中国で最も嫌われている日本人は安倍首相でしょう(笑)。安倍首相が「A級戦犯は国内法的には犯罪人ではない」と言ったときには大変びっくりしました。かつての侵略戦争の歴史を、きちんと否定的にとらえていないということは問題です。だから、戦後補償裁判は大きな意味を持った。裁判は確かに敗訴だったけれども、戦争犯罪の事実について、日本の裁判所が事実認定をしたということの意義は大きいと思います。中国人原告に対して、私はいつもそう言っているのです。

中国の大学でも、憲法を学ぶ場合、外国の憲法として必ずアメリカと日本の憲法が紹介されます。日本の憲法は平和主義・国民主権・基本的人権を謳っているわけですが、大学の先生も、これが日本の戦後の発展を保証したと説明していました。私も、いい憲法だなと思いましたよ。日本の宝物じゃないでしょうか。しかし、その宝物の憲法を首相が侮辱し、破壊するということをやっている。首相が二度と靖国参拝しないよう、強く求めます。

「補助参加申し立て」 その主張と顛末

A・F ●弁護団



この間、法廷でやりとりがなされた補助参加申立の経緯について御報告致します。

*

本年9月16日、被告靖国神社につき補助参加申立（申立人数15人）がなされました。補助参加とは、他人間の訴訟の結果につき利害関係を持つ第三者（補助参加人）が、当事者（原告ないし被告）の一方を勝訴させることによって、間接的に自己の利益を守るためにその訴訟に参加することをいいます（民訴法42条）。

それでは、どういった理由で補助参加申立がなされたのか、申立人らの「補助参加の申立書」によれば次のとおりです。まず、申立人らの属性については「（申立人らは）いずれもそれぞれ自らの良心、思想、信条ないし信仰の発露として靖国神社及び同神社に祀られた英霊に対する畏敬と感謝の念を抱いている。申立人らは、いずれも今日の日本の安寧は、国難に殉じた英霊の尊い犠牲のうえに成り立っていることを心に刻み、平和と繁栄の礎となった英霊に哀悼と感謝の誠を捧げ、その徳を顕彰することは、日本の国柄、自然、文化及び歴史、そして国民を愛する者の道徳的責務であると考えている。そして内閣を代表して日本の安全保障を司り、自衛隊の最高指揮監督権を有する首相の立場にある者が折節に靖国神社に参拝することは、過去に靖国神社における祭祀を約して出征を命じた日本政府の代表者としての義務であり、その恒久的実施こそが現在ないし未来の日本国民の安寧と平和的生存権を守る上で不可欠なことだと考えている」と述べられています。こういう考えの人たちが靖国神社を勝訴させるために補助参加を申し立てたのです。そして、本件訴訟を「英霊に対する冒瀆と申立人らに対する侮辱」と位置付けた上、申立人の「参加の利益」については、①「申立人らの信教（思想良心）の自由の侵害」、②「申立人らの宗教的人格権」、③「申立人らの平和的生存権」の三つの観点から論じられています。曰く、原告らの請求が認められた場合、「申立人らの願い、すなわち適切な折節に内閣総理大臣が靖国神社に参拝して英霊に哀悼の誠を捧げることが、英霊の慰霊と顕彰に絶対的に必要であると考え、その恒久的実施を心の奥底から希求している申立人らの自立的良心に基づく信仰ないし思想信条の自由は、国の機関である司法の権力と権威によって決定的に阻害されることになる」、「靖国神社における英霊祭祀は大混乱を免れない。法務大臣や外務大臣はどうか、東京都知事による参拝はどうか。国会議員はどうか。自衛隊の幹部や隊員による参拝はどうか。こ

れまで靖国神社に参拝していた諸外国の大使や首班はどうか、と。そして、そうした困惑と混乱こそが、原告らの望んでいるものなのだろうと思われる。申立人らが有する『親しい者の死について、静謐の中で、宗教上の思考を巡らせ、行為をなす権利』や『生・死・魂に関する領域』である靖国神社に祀られる近親者の英霊の生・死・魂について、その国家との関わりや、歴史上の意味づけについて、宗教上の思考を巡らせ、行為をなす権利は、明らかに侵害され、政治的喧噪とイデオロギー論争のなかに放り投げだされる。もはや静謐は永遠に失われ、靖国神社の存在を非難する周辺諸国による一方的な憎悪言論に晒されることになる、「自衛隊の最高指揮監督権限を有する内閣総理大臣が靖国神社に参拝せず、お国のために散華した英霊を放置するのであれば、却って、日本の自衛力を軽んじてなされるチャイナの冒険主義的挑発を誘発するであろう。その意味において本件参拝及び本件参拝受入行為は、チャイナによる軍事的衝突を抑止するものであるというべきであり、チャイナの軍事的脅威と対峙する日本とアジア諸国の国民の平和的生存権の擁護に資する行為というべきである。裏返せば、万が一、裁判官の恣意により、原告らの請求が認められ、安倍首相による靖国参拝を日本の国家機関である司法が制止するという事態が生じた場合、わが国は国に殉じた英霊の扱いを粗末にしており、個別自衛権を行使してチャイナと事を構える覚悟がないとの心証をチャイナに与えることになりかねず、チャイナによる軍事的衝突ないし侵略を受けるおそれを高めるという結論が導かれる」というものです。

この補助参加申立に対して、原告側から9月22日付け「補助参加に対する異議申立書」が提出され、申立人からさらに9月25日付け「意見の要旨」、11月14日付け「補助参加の趣旨と理由」が提出されました。その上で、東京地裁は11月25日付けで「補助参加申出人の補助参加の申出を却下する」旨の決定を発しました。その後、さらに11月25日付けで新たに同趣旨の補助参加申立（申立人数1065名）がなされました。これに対して原告側から12月1日付け「補助参加に対する異議申立書」が提出され、現在、東京地裁の決定待ちという状況にあります。

*

以上が、補助参加申立に関する経緯です。靖国神社を勝訴させたいとする申立人らがどういった考えを持っているのかを読んで頂きたく、長々と「補助参加の申立書」の原文を引用した次第です。

原告からの発言 (4)

「お兄ちゃんは靖国にはおらん」と母は言いました

Y・S

わたしの母は1904年日露戦争の始まった年に生まれ、1994年90歳の生涯を閉じました。「天寿を全うした」と言われてもいいのですが、母の戦後は安らかではありませんでした。6人の子のうち二番目の息子（わたしの兄）が戦争で死んだからです。16歳でした。少年兵として、つまり「大日本帝国軍人」として「戦死」したのです。母にとって戦後は、「あの子をなぜ戦争にやってしまったのか」と問い続ける半世紀でした。

兄は旧制中学3年生で卒業を待たず（昔の男子中学は5年制）「海軍飛行予科練習生」（通称「予科練」）を志願、特攻隊員として九州に送られる直前の1945年6月10日に国内の海軍基地でアメリカの爆撃機の空襲を受け、無抵抗のまま逃げ惑う中で爆死しました。戦後も兄の最期を見届けたという人はなかなか現われず、母は「お兄ちゃんは本当に死んだのだろうか」と思いつめたそうです。

母が「遺族」として望んだことは、日本が二度と戦（いくさ）をしないこと、自分のような「戦死者の母」をつくり出さないこと、日本国憲法を守り通すことでした。生前、母は「お兄ちゃんは靖国にはおらん」と言って一度も靖国に参拝しませんでした。

戦後40年経ち、私の息子が15歳になった時、私は「こんな子供が兵隊になったのだ」という実感につかれて兄のことを調べ、兄たちは決して「国を守るために命を捧げた英霊」などではないことを知りました。

今、憲法九条を勝手に解釈変更して「集団的自衛権行使」を容認し、中国韓国のみならずアメリカやEUからも批判されながら靖国参拝を強行する安倍首相は、若者を戦場に駆りたてたあげく「死んだら靖国に祀ってやる」というのでしょうか。母が、今生きていたら許せないと思ったに違いありません。

母は晩年口語短歌をつくり、書きためていました。それをまとめた遺稿集『この子らに戦いあるな』で、母は自分を「無知による戦争犯罪」を犯した罪びとだと書き、戦争を引き起こしたものに「一矢報いよう」とうたっています。

戦争をとどめられなかった／愚かな人間／戦死者の母に
安らかな夜はない
戦いに／失った子への痛苦の思い／青春の入り口で逝か
しめた罪
青空に／半世紀前のまぼろしが／血まみれでひそみ若者
をつかもうとする
戦争を／引き起こしたものの重罪を／一矢報いて墓に入
ろう母たちよ
ろうそくの／灯が消えるまで歩き通そう／私の背中
シャンとのばして

私が今回の訴訟に加わったのは、母の思いを受け継ぎ、我が子を戦争で死なせる母親を二度とつくりたくないためです。

条件反射的に……

N・N

今回の安倍靖国参拝違憲訴訟については、ほとんど条件反射的に原告になった。それは、小泉靖国参拝違憲訴訟の時も原告だったということも理由だが、振り返ってみれば、私のデモデビューは、小学生低学年の靖国国営化反対！婦人と子供のデモ。街頭ビラまき・街頭署名デビューは、銀座・数寄屋橋の靖国国営化反対！街頭情宣。首相の靖国神社参拝現地抗議行動デビューは、おそらく鈴木善幸首相の頃だったし、あげくの果ては、靖国・天皇制問題情報センターを生業にした。靖国神社とは腐れ縁というか、宿敵というか、今回も、条件反射的に原告になった。もちろん、靖国国営化反対や首相の靖国参拝反対、自衛官合祀拒否訴訟に生涯を賭けていた亡き両親の分もと思って原告になっている（甲い合戦!!）。靖国訴訟ニュースだから、平気でこんなことも書いてしまうのだが、実は、靖国神社は生理的に嫌なのである。かつて、8.15に毎年、靖国神社をウォッチングしていた時期があったが（取材ということで）、いつも右翼がいようといまいと逃げ出したい気分だった。その点、親たちや他のキリスト者の方々と違うのは、その生理的な嫌な感じはあの周辺一帯に漂っていて、それは千鳥ヶ淵墓地にも漂っていると感じる（それは本

質的に同じなのだから）。特に、遊就館のあの鼻持ちならぬ歴史観はヘドが出る（かつての宝物館の方がまだマシだった）。同じアンチでも、自衛隊に対しては、そのような感情は持たない。自衛隊は組織としては軍事組織であり、私とは正反対の思想集団ではあるが、そこで生活せざるをえない人々（自衛隊員）には同情するし、何とか連帯していきたいと思って、最近もビラを配っている。しかし、靖国神社にはそのような感情は一切抱かない。戦死者たちを「英霊」と名づけ、しゃぶりつくし利用しつくす、まさに悪魔のような存在で、過激な言い方をすれば「解体」の対象でしかない。少なくとも、これ以上政治的に高められることは絶対に許してはならないと思う。だから、今回も原告になった。

と偉そうなことをここまで書いてきたけれど、「では、なぜ意見書を書かないのか?」「もっと事務局に顔を出さないのか?」と言われそう……。いろいろ理由をつけて、さぼっているのは確かではある、ごめんなさい！ただ、冷静に意見書としてまとめられるかどうかは別の話ではある。他にもそういう人はいるだろうが、こと靖国神社のこととなると、感情的、情念的になってしまうのである。やっぱり言い訳かな？

安倍靖国参拝違憲訴訟 東京 第二次提訴！

A・K ●事務局長

私たちは10月17日（靖国神社の秋の例大祭初日）に第二次提訴をいたしました。

第二次訴訟の原告は、日本在住83人、ドイツ在住25人、在中国大陸238人、在中国香港15人、在台湾・カナダ・オーストラリア各1人で合計364人となり、第一次訴訟と併せれば原告の総計は635人（第一次訴訟原告人数2人調整の結果、637人→635人）、内訳としては、在日本原告334人、在海外原告301人の大訴訟団となります。

靖国訴訟で、原告がここまでの国際的な広がりで集ったのは初めてです。

安倍晋三首相は、先立つ10月10日に秋季例大祭に合わせた参拝を見送る方針を固めた、と政府関係者が明らかにしました。参拝に踏み切れば中国の反発は避けられず、11月の北京でのアジア太平洋経済協力会議（APEC エイペック）首脳会議で実現を目指す日中首脳会談の障害になると判断したのです。しかし一方で首相は参拝しない代わりに私費で「真榊」と呼ばれる供物を奉納しました。

またもう一つの参拝しない（できない）理由として、われわれ東京の、そして大阪も行っている違憲訴訟のことも十分にある、と思います。

中国を気にしている、ということは、安倍首相自身、自分が参拝することが、中国＝日本の関係を悪化させる決定的なものだと認識し、暴露しているようなものであります。

私たちは、秋の例大祭の初日にカウンター的に第二次提訴をぶつけました。それは首相が、自ら日本国憲法の政教分離原則を無視して破り靖国参拝することは、どれだけ多くの日本国在住内外の人々の心を傷つけるか、いかに安倍首相のそしてこの国の聖戦思想——「あの大東亜戦争は正しい戦争だった」——が偏狭なものであり、世界の平和的共存に反し、国際秩序に反し、それを破壊するものかを明確に示したいとの思いがあったからです。

全体の二分の一を占める在海外原告の多さも、そして在中国の原告の多さも、APEC首脳会議での日中首脳会談実現を考へて例大祭に参拝しない安倍首相に対するさらなる現実的な勧告となるでしょう。

第二次提訴の筆頭原告には、日本で長い間キリスト教の宣教活動をされていたP・Sさん（元ドイツ東亜伝道会会長）というドイツ在住の牧師になっていただきました。お生まれが中国の湖南省であることも興味深いところです。

また第二次提訴における違憲確認請求原告としてP・Sさん、Y・Hさんになっていただきました。しっかりと違憲確認を勝ち取りたいと思います。



提訴日に行われた報告会では、海外からメッセージを文書で頂きました。上述のP・Sさん、在中国（香港）原告のH・Lさん、在中国（大陸）原告のX・Bさん、W・Xさん、G・Fさんからです。

原告のA・Yさん、Y・Hさんのお二人には会場でご発言いただきました。Yさんは、「私は植民地支配の犠牲者の裁判の支援をずっとやってまいりました。その中で靖国合祀取消訴訟にも携わっています。朝鮮を侵略し植民地支配をした兵士・朝鮮総督が祀られている神社に自分の父や夫が祀られているのは許せないということが朝鮮人の韓国人の遺族の率直な心情です。そういうところに現職の首相が参拝することは到底あり得ないことであり、われわれは許すことができません」と語られ、Aさんは「原子力発電所を支える政府との結びつきを示す言葉として『国策民営』という言葉が語られ始めています。靖国神社も戦後『国策民営』で運営されて来ました。原子力資本と政府の関係が実質的にあることを隠ぺいし、その相互に無責任な関係と破廉恥な関係を指し示す言葉としてこれは非常に的確な言葉です。この『国策民営』として綴られて来た靖国神社の運営というものが今現在もいろんな問題を引き起こしているのだと思います」とお語りくださいました。

筆頭原告であるP・Sさんのメッセージの中には「日本政府が靖国神社との関係を一切なくし、政府が戦死者を英霊と顕彰し戦争を美化することをやめることが、日本の将来のため、東アジアの平和のために、何としても乗り越えなければならない重大問題です」とありました。

戦後のドイツにも倣い「隣国の信頼と相互の尊敬と受容を樹立」（同氏メッセージより）できる国にこの日本もなりますよう、何としてでもこの違憲訴訟に勝利しその具体的な一歩の礎石を据えたいと願います。

第二次原告（海外）からのメッセージ

[ドイツ]

日本の将来のため、東アジアの平和のため

— P・S

私は、ナチスがドイツの支配勢力となった2か月後である1933年に（中国で）生まれました。私の最初の戦争体験は1937年で、その時に日本軍は、私の両親が働いていた市を空爆しました。私は、自宅の近くのバナナの木の下に隠れるようにと告げられていたのを覚えています。

私たちの家族がドイツに引っ越さなければならなくなった直後、私の父は、いまだかつて、そのころドイツではすでに一般的となっていたいわゆる「ヒットラー敬礼（ヒットラーグリュース）」（"Hitlergruss"）という挨拶を人と交わしたことはなく、「グリュースゴット（神の祝福あれ）」（"Gruess Gott"）という挨拶を続けていました。戦時中、父は銃を持つことを拒否し、ドイツ軍の医療スタッフとして従軍しました。当時、ドイツ人は、外国のラジオ局の放送を聴くことは許されませんでした。母と私はそれでもロンドンのBBC放送を聴いていました。我々家族は常に監視の対象となっていました。連合軍が我々の町についに到着したときは、我々家族にとっては、それはまさに解放でした。

その後多くの年を経て1985年に、ドイツのリヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー大統領は有名なスピーチをし、1945年の出来事を公式に偉大な解放と位置づけ、西ドイツのほとんどの国民がこれに賛成しました。ドイツ国民は、過去の2度にわたるおぞましい世界大戦に対する自らの責任を受け入れ、全体主義ナチ・レジームによって行われた全ての残虐行為の苦痛の責任を受け入れることを学びました。

このような環境で育ち、私は、日本と日本社会についての知識をほとんど持たずに、1958年に教会から宣教師として派遣されて日本に来ました。文化的にいろいろな面で日本は不思議に見えましたが、まもなく、私は日本と日本人に対して親近感を持ち愛するようになりました。もちろん、ドイツと日本との間の多くの相違点を認識するようにもなりました。たとえば、政治的に（日本は分断されていない）、経済的に、さらには20世紀の前半の自国の歴史についての両国の歴史認識の著しい相違などです。

50年以上にわたるこれらの個人的な経験と観察を基礎として、日本の人々の、日本だけでなく東アジア全域における自由と平和の獲得のための闘争を経験して、靖国神社は、日本の平和の象徴では決してなくて、まさに戦争の象徴であると私は確信しています。

東京裁判で裁かれた者を英雄として顕彰する靖国神社は、日本の神々に仕えるものではなく、自ら神のごとく振る舞い、戦前と同様の思想や行動へ日本政府を復帰させることを表明しています。第二次世界大戦の歴史的事実に逆らっているのは、

隣国との和解や平和構築の過程を進めることは決してできません。結局、そのようなことでは、日本社会においても持続する平和を追求することにも役立ちません。靖国神社は外国人や靖国神社と信仰の異なる人々を霊簿から抹消することはできないと言っています。これは、人権に反し、恐怖と不和を起こします。

ドイツにおいて現在もなおヒットラーとその同僚たちを尊崇する幾ばくかの人たちが存在していることは事実です。しかし、このような考えが、ドイツ政府の考えとなったりドイツ政府の政治的立場となることは、憲法上、ありえません。基本的人権及び奪うことのできない人間の尊厳を基礎として、憲法上、これは変えることができません。いかなる右翼のグループも政治を支配する可能性は与えられていません。ドイツは、社会生活のあらゆるレベルにおいてヨーロッパの隣国の支持と協力を得て、信頼と相互の尊敬と受容を樹立することを可能にされ、まだ取り組むべき多くの足らざるところがあるのに対し、現在もなお、それらの問題に取り組みつづけています。

日本政府が靖国神社との関係を一切なくし、政府が戦死者を英霊と顕彰し戦争を美化することをやめることが、日本の将来のため、東アジアの平和のために、何としても乗り越えなければならない重大問題です。

（元ドイツ東亜伝道会会長）

[香港]

私はなぜ安倍を訴えるのか

— H・L

私は第二次大戦後のベビーブームに香港で生まれました。戦争は私の祖父母、私の父母に生涯にわたる苦痛をもたらしました。戦争がどれだけの家庭を壊し、どれだけの命を奪ったのか、敵対する双方の民衆、軍人さえもみな犠牲者です。戦争は終わり、私たちの世代もいまだ戦火をくぐってはいませんが、心はいまだ平静を得られず、つねに抗日戦争状態のようであるのは、権力者が真の平和を守るためのコミットをしてこなかったからであり、そのうえ徐々に民意から離れて、軍事国家復活の道を進んでいるからです。

かつて日本軍事国家の侵略を受けた後の世代として、より重要には、ひとりの国際社会の市民として、私は日本本国の市民とともに安倍の違憲の靖国参拝糾弾に立ち上がらなければなりません。

安倍が首相の身分で、国を代表して戦犯を「英霊」として祀る靖国神社を参拝したことは、日本国憲法第20条（政教分離）に違反しているばかりではなく、戦争の死者およびそ

の家族、後の世代の感情をひどく傷つけました。これまでずっと、安倍および日本政府は、戦争責任を反省する誠意のひとつかけらも示すことはなく、慰安婦問題への真剣な謝罪と賠償もありませんでした。香港索償協会が要求する軍票の交換や家屋の破壊、財産の損失に対する賠償にも応ぜず、民意に逆らい続け、靖国神社に参拝したのです。そして「秘密保護法」、「集団的自衛権」、「武器輸出」など世界平和を害する政策を強硬に進めています。

私は今回の訴訟を通じて、安倍の靖国参拝を阻止し、安倍及び一群の政府要人にたいして、日本国家が世界平和への損害をつくり出していることを反省し、速やかに前非を改めるよう、迫っていきたいと思います。

(ジャーナリスト)

[中国]

安倍首相の靖国参拝を批判する

— X・B

1 私は、四川省成都市の弁護士で、日中戦争中に日本軍が行った無差別爆撃の中国人被害者が原告になって東京地方裁判所に提訴している「重慶大爆撃訴訟」の中国側代理人を務めています。安倍晋三首相らを被告として日本の裁判所に裁判を起こすと聞き、私は、平和を愛する一人の中国人市民の立場から靖国参拝違憲訴訟の意義は大きいと考えて、原告になることを決意しました。

2 2013年12月26日、安倍晋三首相は靖国神社を参拝しましたが、これは日本国首相として行った公式参拝であり、日本国憲法第20条の政教分離の原則に違反しています。また安倍首相の靖国神社参拝は、日本が過去に行った中国・アジア諸国に対する侵略戦争を美化する行為であり絶対に許されません。

3 周知のとおり日本軍は、1938年から1944年まで、陸海両軍の航空部隊を使って当時の四川省内の成都、重慶、乐山、自貢、松潘、瀘州などの諸都市に対し国際法違反の無差別爆撃を実施しました。これらの爆撃は罪のない中国市民10万人余を殺傷し、100万人を超える民衆の家財を破壊しました。日本政府は、敗戦から半世紀以上経ったにもかかわらず、無差別爆撃の犠牲者に一度も謝罪せず、また損害賠償も行っていない。そこで2006年から2009年に4回にわたって、中国の無差別爆撃被害者計188名が日本政府に謝罪と賠償を求める裁判を東京地方裁判所に起こしました。今年4月から6月にかけて専門家と原告計15名が法廷で取り調べられ、来年春に一審判決が出る予定です。

4 日本は、19世紀には日清戦争と日露戦争で中国を侵略し、20世紀に入ってから1931年から1945年まで侵略戦争を続けて、多数の中国及びアジア諸国の民衆に甚大な災難をもたらしました。靖国神社は、戦前において日本軍国主義が押し進めた対中国・アジア侵略戦争を支え、推進するために存在していたものです。安倍首相の靖国参拝は、日本政府が侵略戦争を反省していないことを公言するに等しい暴挙で

す。

5 中国の一般民衆の圧倒的多数は、安倍首相による靖国神社参拝が、日本の中国侵略戦争を美化し中日間の友好関係を著しく損なうと危惧し強く反対しています。成都市からは、私及び成都爆撃の被害者・支援者の計136名が靖国違憲訴訟の原告となりました。

6 私は、本件靖国参拝違憲訴訟で、日本政府が侵略戦争を真摯に反省し、中国と日本の友好平和を実現するために、靖国神社廃絶が不可欠なことを強く訴えたいと思います。

(「成都大爆撃」被害者代理人・弁護士)

日本は靖国神社を廃止すべき

— W・X

1 私は現在上海市に住んでいますが、父は浙江省義烏市崇山村の出身です。日本軍が1940年に浙江省衢州に対して行った細菌戦によるペストは義烏にも伝播し、父の弟もペストに感染して亡くなりました。

私は1995年から日本の弁護士や市民と一緒に中国の細菌戦の犠牲者を調査し、1997年と1999年に計180名の中国人細菌戦被害者が日本国を相手に起こした細菌戦裁判の原告代表を務めました。

2 細菌戦裁判は2007年に最高裁判所で終わりました。謝罪と賠償は退けられましたが、一審と二審の裁判所は、日本軍の細菌戦部隊である731部隊が1940年から42年にかけて浙江省や湖南省でペストやコレラの細菌戦を行って多数の死傷者を出した事実を明確に認定しました。

しかし、日本政府は、未だに防衛省などが保管している歴史資料を隠蔽し、731部隊が人体事件を行って細菌兵器を開発し、中国各地で実際に細菌戦を行った事実を認めようとしません。このような日本政府の姿勢は、著しく不誠実です。

現在、私は2011年4月に日本で結成された「NPO法人731部隊・細菌戦資料センター」の共同代表の一人として、細菌戦問題を解決し中日友好の基礎を築くために活動しています。

3 安倍首相の靖国参拝は、侵略戦争を反省せず、むしろ新たな侵略戦争を画策し、憲法を改悪して平和主義を破棄しようとしています。

私は、安倍首相の靖国神社参拝に強く抗議します。日本は侵略戦争を美化する靖国神社を廃止すべきだと思います。

(「浙江省義烏市日軍細菌戦被害者遺族協会」代表
「NPO法人731部隊・細菌戦資料センター」共同代表)

安倍靖国参拝違憲訴訟に参加します

— G・F

1 中国人は日本が行った中国侵略戦争によって莫大な犠牲を強いられました。私が住む湖南省常德市に対して、日本軍

は1941年11月4日にペストに感染した大量の蚤を飛行機から散布して細菌戦を実行しました。このため常德市の中心部と周辺の農村でペストが大流行し、数年間で1万人以上の市民が死亡しました。私の祖母も、常德細菌戦によるペストで2人の息子の命を奪われました。

2 1972年の日中共同声明は、その前文で「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と述べています。この部分は日中共同声明の中で最も重要な一文です。ところが安倍晋三首相は、昨年12月に靖国神社参拝を行って、私たち中国人戦争犠牲者の感情を深く傷つけました。

3 日本の平和憲法は、日本国内の最高法規であるのみならず、日本が全世界に対する侵略戦争を反省し、平和のために努力するとの約束です。中国政府が政府の戦争賠償請求権を放棄し、日本と国交を回復し日本と友好関係を結ぶ道を決めたのは、日本が平和憲法と日中共同声明を実践すると信じたからです。

安倍首相の靖国神社参拝は、中国の信頼を裏切るものであり、絶対に容認できません。私は、安倍内閣が「秘密保護法」を制定し、「武器輸出」を推し進め、さらに「集団的自衛権行使容認」を決めるなど、危険な戦争政策を推し進めていることにも強く反対します。

(社会団体法人「常德市日軍細菌戦被害者協会」代表・弁護士)

靖国神社への要請行動

○・H●事務局

ノー・ハブサ違憲訴訟事務局と原告ら7人、安倍違憲訴訟東京事務局からA、S、私などが参加し、11月4日靖国神社への要請行動を行った。今年で3回目で、神社側は4人の官司等が対応した。

最初に、要請団代表のS僧侶が安倍首相の靖国参拝では神社側が特別扱いをしているのではないかと質したことに對して、「靖国神社は参拝して下さるどなたでも拒むことはありません」と回答したが、「ネット上では神社職員有志が違うことを言っている」と追及したことに対し、「職員全員に聞いていますが、うちの職員にそのような者はおりません」と発言し、再度そのことを確認した。

ネット上では、「靖国神社職員有志の主張」の「福岡県遺

族連合会への非難声明」が掲載され、「①、戦没者を神としてあがめ奉る場所である」「②アジア解放のための正義の戦い」「③A級戦犯、昭和殉難者」など6項目の主張が靖国神社職員有志の考えとして述べられている。そこではさらに、「私たちの神社で参拝なさるかたは、(私たちの主張にご賛同いただいている方々であり、万一そうでないならば)当神社への参拝はご遠慮いただきたい」と明言している。さすがの神社側もこの考えは神社のものではないと、「信教の自由があり、どんな方でも受け入れるスタンスがあります」と主張したが、S代表は「靖国神社は、戦前の教義を踏襲している国家神道の施設とかわりがない、容認すれば信教の自由は両立しえない」と反論した。

遺族側は「霊璽簿からの抹消をもとめる要請」など24通を神社に提出し、Fさん、Nさん、Mさんはこもごも「東本願寺など、他宗派に属している」「英霊として祀られることをお断りしたい」と述べた。

靖国神社への継続した要請行動は神社の姿勢を正す上で重要だと再確認できた。

ノー!ハブサ 第二次訴訟・第2回口頭弁論とトークイベント

Y・N●ノー!ハブサ・合祀絶止訴訟事務局長

11月5日、午前11時から、東京地方裁判所103号法廷で、ノー!ハブサ(NO!合祀)第二次訴訟の第2回口頭弁論が行われた。韓国からは原告のK・Mさんが参加された。100人を越える傍聴者が駆け付けたが、ブログを見て、はるばる宮城県から参加された方もいらっした。嬉しい限りだ。

事前に原告代理人から原告の意見陳述の希望を裁判所に伝えていたが、靖国神社側から反対の意見書が出され、意見陳述の実施そのものが危ぶまれた。しかし、最終的には「準備書面の補強」という位置づけでの意見陳述が認められた。

原告のK・Mさんは「私は靖国神社に父の名がある限り、安らかな日はありません。亡くなった母は父と会ったのでしょうか? 一日に何回も心配したり悩んだりします。日本のために、終わることなく続いている私の家族の苦痛と恨み

を、これ以上持ち続けていたくありません。再び申し上げますが、私は父が靖国神社に合祀され、靖国の宗教によって、追悼されるのを望みません。私は、私の家族の伝統儀礼によって、父を追悼しています。靖国神社で行われていることは、私たちの家族に対する冒瀆です」と裁判所に訴えた。

当日夜には『九月、東京の路上で』の著者、K・Nさんをお招きしてのトークイベントも開催し、30人以上が参加。



半数は会員以外の方だった。Kさんは「歴史修正主義の行きつく先は、他者の否定だ。歴史の事実などどうでも良いという精神が育ちつつある」と警鐘を鳴らす。そして「冷戦終結後も、『アジアの盟主であったかつての帝国日本を取り戻す』ことを指向する勢力は、現実と著しく認識がずれているがゆえに、今後も問題を引き起こすだろう。しかし、その一方で人間的なつながりがそれに巻き込まれない力も生み出す。関

東大震災時もそうだった」と話され、エスカレートする排外主義の厳しい現実とともに、それを乗り越える希望が私たちの取り組むような連帯運動の中にあることを学んだ。

次回裁判は来年2015年3月4日(水)午前10時から東京地裁103号法廷で行われる。

L・H弁護士との交流会

S・K ●事務局

第二次訴訟の特色の一つは、238人もの中国人原告をはじめ、たくさんの海外原告が訴訟団に加わっていることである。その中国から所用で来日していたL・H弁護士が、12月1日に開かれた第2回口頭弁論を傍聴され、当日の報告集会でもご発言いただいた。別稿にあるように、L弁護士はいくつかの戦後補償裁判にも関わってこられ、今回の靖国訴訟においても、すぐに原告のお一人に名前を連ねてくださった方である。貴重な機会でもあるので、弁護団と事務局メンバーで、弁論当日の報告集会のあと、L弁護士を囲んでお話を伺い、意見交換する場を設けた。

はじめに、中国人原告の窓口になり、二次訴訟から弁護団に加わったI・K弁護士からのお話。中国人原告が多く参加

したことの意味はとても大きい、L弁護士は日本語も堪能であり、訴訟の内容についても詳しく中国人原告に伝えていくことができる、従来の靖国訴訟では韓国人原告との間の交流が重ねられてきたが、中国人原告との交流も追求していければ、と話された。

L弁護士は、中国大陸をはじめとする多くの海外原告の参加について、日本人とは異なる視点からの靖国問題の主張がなしうるとして、自分の職場のほかの弁護士たちとも、ぜひ靖国問題について議論する場を設けたいという。また、中国において靖国神社が、軍国主義の施設であるという以上には、あまり知られてはいないことが課題である、さらに、中国における裁判のありかたについても説明された。

意見交換では、中国人原告の主張をどのように主張としてまとめ、構成していくべきかという実務的なことも話され、いくつか具体的な課題も提案された。731部隊による細菌戦や重慶爆撃などの被害者遺族が多く原告に参加していることから、そこでの戦争犯罪の具体と靖国の論理の問題とをつなげていく視点が、とりわけ大切であるだろう。

事務局からのお知らせ

■第3回口頭弁論期日決定!

3月9日(月)午後2時~
東京地方裁判所103号法廷
*終了後報告集会(弁護士会館予定)
傍聴参加希望の方は、傍聴抽選が1時半頃に行われると思いますので、それに合わせておこしください。

■年末カンパをお願いします!

資金面が圧迫されてきており、未払い金も含めると収支はマイナスになっております。よりよい闘いには資金が必要です。なにとぞカンパをお願いします。

郵便振替口座:00170-2-291619
加入者名:安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京

■まだまだ支援会員募集中!

原告は締切らせていただきましたが、共に闘う支援会員の仲間はまだまだ大募集中です。周りの方々にこの訴訟の意味をお伝え頂き、お誘いしてください。入会は振り込み用紙に「支援会員」と書いて年会費2000円(一口)を、上記連絡先記載の郵便振替口座まで、お振り込みください。

■ノー!ハブサ (NO!合祀) 第3回口頭弁論

3月4日(水)午前10時~
東京地方裁判所103号法廷
*傍聴抽選が予想されますので、30分前には裁判所正面玄関前においでください。

■活動日誌 (2014年10-12月)

- 10・17 靖国訴訟・東京 第二次提訴 同報告集会(弁護士会館504号室)
ニュース第3号発送
- 10・21 靖国訴訟・関西 第2回口頭弁論
- 10・28 第11回事務局会
- 10・30 弁護団会議
- 11・4 靖国合祀取消申し入れ行動
- 11・5 ノーハブサ第二次訴訟・第2回口頭弁論
- 11・20 弁護団会議
- 12・1 靖国訴訟・東京 第2回口頭弁論(東京地裁103号法廷)、同報告集会(弁護士会館1002号室)、L・H弁護士との交流会(同)、第12回事務局会
- 12・10 弁護団会議
- 12・18 第13回事務局会
ニュース第4号発送